

第4章 施工 <給水装置工事の手引きより>

1 給水管の分岐

- (1) 水道以外の管との誤接続を行わないよう十分な調査をすること。
- (2) 既設配水管からの分岐に当たっては、他の給水管の分岐位置から30cm以上離すこと。
- (3) 分岐管の口径は、原則として、配水管等の口径より小さい口径とし、20mm～50mmとする。(口径13mmの分岐を廃止し、乙止水栓までを口径20mmとし、その先で口径13mmに変更すること。)
- (4) 異形管及び継手から給水管の分岐を行わないこと。
- (5) 分岐には、配水管等の管種及び口径並びに給水管の口径に応じたサドル付分水栓、水道用分水栓、割T字管又はチーズ、T字管を用いること。
ただし、分水栓口径と給水管口径は同一とする。
- (6) 分岐に当たっては配水管等の外面を十分清掃し、サドル付分水栓等の給水用具の取り付けはボトルの締め付けが片締めにならないよう平均して締め付けること。
- (7) 穿孔機は確実に取り付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用すること。
- (8) 穿孔は、内面塗膜面等に悪影響を与えないように行う。

2 給水管の埋設深さ及び占用位置

- (1) 給水管の埋設深さは、道路部分にあつては道路管理者の指示(通常の場合は0.8m以下としないこと)に従うものとし、敷地部分にあつては0.3m以上を標準とすること。
- (2) 道路部分に配管する場合は、その占用位置を誤らないようにすること。

3 給水管の明示(図-4.1)

- (1) 道路部分に布設する給水管には、明示シート等により管を明示すること。
- (2) 敷地部分に布設する給水管の位置について、維持管理上明示する必要がある場合は、明示杭等によりその位置を明示すること。

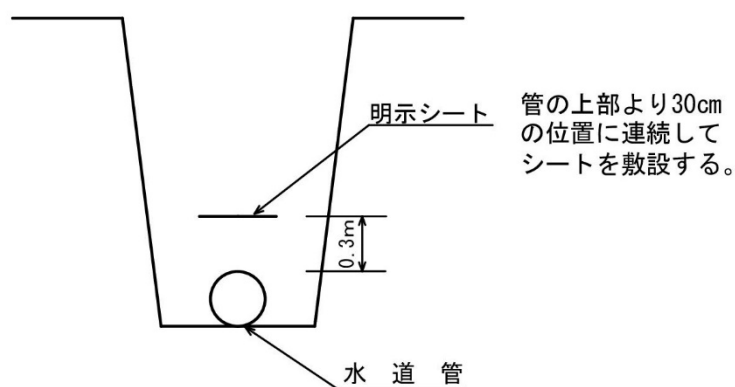


図-4.1 埋設明示シート

4 止水栓の設置

(1) 配水管から分岐して最初に設置する止水栓の位置は、原則として敷地部の道路境界の近くとすること。

(2) 止水栓は、維持管理上支障がないよう、専用の筐内に収納すること。

5 配管<給水装置工事の手引きより>

給水管の配管は、構造材質基準の給水装置システム基準に適合しなければならない。

(1) 道路内に配管する場合は、配管占用位置及び深さを誤らないようにするとともに、他の埋設物との間隔を30cm以上確保する。

(2) 敷地内に配管する場合、止水栓及びメーターの位置は、維持管理に適した箇所を選定するとともに、敷地内でもできるだけ直線配管となるよう配慮する。

(3) 地階あるいは2階以上に配管する場合は、各階ごとに止水用具を取り付けるとともに、立ち上がりや横走り部分で露出配管となる箇所は、適当な間隔で固定する。

(4) 給水装置の露出部分において、凍結や結露のおそれのある場合などは、適切な防寒措置や防露措置を講じる。

(5) 管が開渠を横断する場合は、なるべく開渠の下に布設する。

(6) 中高層建物への直結給水の建物内配管方式の選定、並びに増圧給水設備の仕様は保守管理、衛生性、配水管への影響及び安定した給水などを考慮する。

6 給水管の接合

(1) 配水用ポリエチレン管の接合

配水用ポリエチレン管の接合はEFコントローラー、クランプ、パイプカッター、スクレーパーなどを使用する。

① 融着継手による接合

ア 管を所定の長さに切断後、接合部分を清掃し、“油分”などを除去する。

イ 切削、清掃済みの管にソケットを挿入し、端面に沿って円周方向にマーキングする。

ウ クランプを用いて管とEFソケットを固定する。

エ コントローラーの電源プラグをコンセントに差し込み、コントローラーに付属のバーコードリーダーで融着データを読み込み融着する。

(2) ステンレス鋼管の接合

ステンレス鋼管の接合は、伸縮可とう式継手、プレス式継手、圧縮式継手等を使用する。

① プレス式継手による接合（桐生市仕様）（図－4.2（1）・（2））

ア 管を所定の長さに切断後、接合部分を清掃し、“ばり”などを除去する。

イ ラインゲージで挿入位置を記し、その位置に継手端部がくるまで挿しこむ。

ウ 専用締め付け工具を継手に当て、管軸に直角に保持して、油圧によって締め付ける。

- ・ 桐生仕様のプレス継手は、口径 20mm の L 型継手と、口径 30・40・50 の一般継手とがある。
- ・ L 型継手については、締め付け回数を 2 回とする。
- ・ 一般継手については、締め付け回数を 1 回とする。

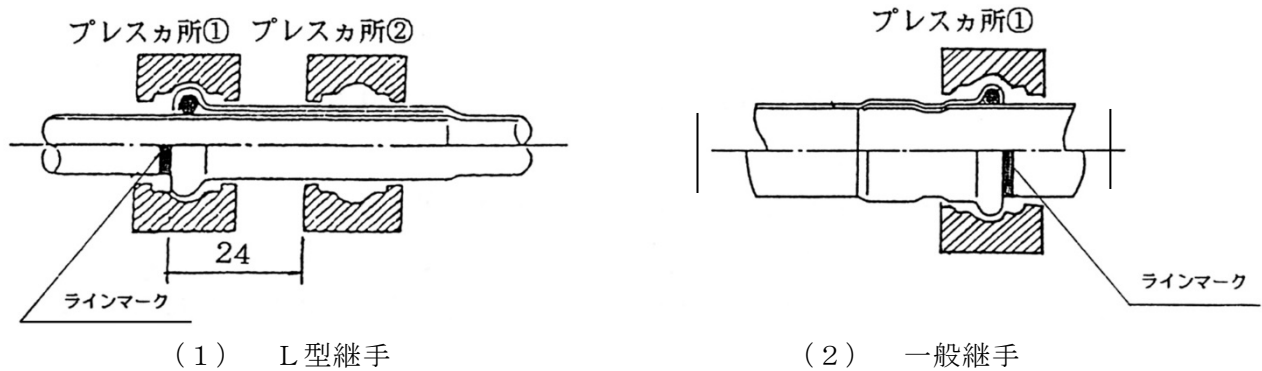


図-4.2 プレス継手 (1)・(2)

(3) その他の接合

その他の接合は、＜管布設編＞に準ずる。

7 土工事

土工事は、＜管布設編＞に準ずる

8 舗装復旧工事

舗装復旧工事は、＜管布設編＞に準ずる

9 工事現場管理

工事現場管理は、＜管布設編＞に準ずる

第5章 給水装置工事の実務

給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

＜桐生市水道事業給水条例第7条第1項＞

給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者は、給水装置工事申込書（様式第1号）を桐生市水道事業管理者に提出しなければならない。

＜桐生市水道事業給水条例施行規程第3条第1項＞